

## 週休2日制度に向けた工程表

## ○実施の背景

「労働基準法」の改正、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の成立に伴い、建設業においても同法の基準が適用されます。建設業については令和6年度から完全実施となり、令和5年度までは猶予期間となっています。そのため、豊橋市では令和元年度から、週休2日制工事を試行してまいりました。今後につきましては下記により週休2日制を取り入れていく予定です。

		R1(1年目)	R2(2年目)	R3(3年目)	R4(4年目)	R5(5年目)	R6
		4月	4月	4月	4月	4月	4月
大企業	改正労働基準法	施行					
		1年間の猶予期間					
中小企業	現行労働基準法	現行労働基準法適用					
建設業		5年間の猶予期間					
豊橋市の対応		試行件数 ・2件実施	試行件数 8件	試行工事 土木、舗装工事等で 約1割  建築、電気、機械等 ・調査 ・要綱変更	試行工事 土木、舗装工事等で 前年度より増  建築、電気、機械等 試行実施	試行工事 土木、舗装工事等で 前年度より増  建築、電気、機械等 工事で前年より増	週休 2日制

## 《労働基準法改正により法定：罰則付き》

## (1)・原則、月45時間かつ年360時間・・・第36条第4項

・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定

① 年720時間(月平均60時間)・・・第36条第5項

② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回る事の出来ない上限を設定

a.2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む)・・・第36条第6項第3号

b.単月100時間未満(休日出勤を含む)・・・第36条第6項第2号

c.原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限・・・第36条第5項

## (2)建設業の取り扱い

・施行後5年間現行制度を適用・・・第139条第2項(第36条第3項、第4項、第5項、第6項第2号、第3号は適用しない)

・施行後5年以降一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しないが、将来的には一般則の適用を目指す。・・・第139条第1項

## 週休2日工事の試行拡大について

## ○豊橋市週休2日制試行実施工事

工事名	工種
水路改良工事 4	土木一式
舗装復旧工事(天伯団地)	舗装

令和元年度実績 2件

工事名	工種
水路改良工事 1	土木一式
富士見台中継ポンプ場築造工事(耐震)	土木一式
天伯処理場施設撤去工事	土木一式
飯村公園再整備工事	土木一式
舗装復旧工事	舗装
総合動植物公園西門駐車場整備工事	舗装
東部配水場内整備工事	とび・土工・コンクリート
配水管布設替工事(14)	水道施設

令和2年度績 8件

令和3年度

・試行件数を増やして行く  
令和3年度 土木系全工事の約1割

令和4年度～

・令和6年度発注工事は週休2日制  
令和4年度、5年度と順次発注数を増加させていく。